

不正経理、秋田県と千葉県の違い  
「意識が違う」それは何故!!!

8月19日、秋田県庁で「物品等調達支払管理システムについて」伺いました。2009年に26府県2政令指定都市に対して行われた会計検査院の検査で、千葉県はダントツの1位、それに対して、秋田県は最も小額でした。森田知事が言われる日本一、になってしまった不正経理日本一の千葉県です。秋田県と千葉県はどこが違うのか。秋田県は、1995年に約44億円の不正経理が発覚し、知事が辞任、さらに**飲食費を含む約50億円を県職員が返還**、その後、徹底したチェック態勢で再発防止に取り組んできました。その秋田県の実施している「物品等調達支払管理システム」について、伺いました。

物品等調達支払管理システム

【オープンカウンターとは】

県が必要とする物品についての情報を一定期間公開し、決められた日時までに見積書を提出してもらい、提出された見積書のうち、予定価格の範囲内で最低額の見積書提出者と契約するものです。

【参加資格】

県の物品供給業者登録をしている事業所を雄勝地域振興局管内（湯沢市、羽後町、東成瀬村）に有する方に限ります。ただし、案件内容によっては参加資格者の範囲を拡大することがあります。なお、登録資格の停止を受けている期間は参加できません。

【品目数】 173品目

前年度の受注の多い品目について、年間購入予定数を示す（公開）

（インクカートリッジ、コピー用紙、トナーなど）

【品目の定義】

- ・ 消耗品：3万円未満
- ・ 備品：3万円以上

（購入時の金額によっては、備品的なものも消耗品になってしまう場合もある。

これができれば、事務作業の合理化も図れますね。

千葉県では、2万円未満を消耗品としていますが、2万円未満で購入した洗濯機が消耗品になったりしています。2万円以上でもトナーなどは、使用目的から消耗品になっていますので、金額だけでなく、使用目的のある程度定義して分けてもいいのではと思います。



【15年前の不正経理のその後】

「職員の意識、業者の意識が変わっている。」  
「職員生命をかけてまで（定められたこと）破る人はいない。」  
平成8年：前年度納入による翌年度支払 → 停職の処分  
業者は、1ヶ月、半年、最大3年の締め出し  
間違っ翌年度納入した場合も懲戒処分

この言葉に「不正はしない」という自信を感じました。こういう意識の下には、90年代の厳しい処分、その反省の上に立った厳しい再発防止策があると思います。千葉はどうか？

千葉県も約40億円の不正経理。しかし、その処分は「厳しい処分」と小宮部長は言われましたが、実体は甘いものだと思います。これでは、意識は変わらないと思います。

「反省心の無いものは決して勝つことはできない。」 by 孫氏  
子曰く、「過（あやま）ちて改（あらた）めざる、是（これ）を過ちと謂（い）う。」

